



自動車による

# 食品営業手続のご案内

本編



## 目次

- はじめに・営業の手続場所等…P1
- 営業許可取得のながれ…P2
- 営業届出のながれ…P3
- 書類の提出方法…P4
- 食品衛生責任者の選任等…P5
- その他の手続…P6
- 自動車の営業に関するQ&A…P7



発行：横浜市医療局食品衛生課  
(令和5年7月)

## はじめに

食品衛生法が改正され、令和3年6月1日以降の営業許可や届出制度が変わりました。  
これに伴い、自動車による営業可能な区域、営業許可を取得する場合の施設基準や申請手続、営業の届出手続が変わりました。

## 営業可能な区域等

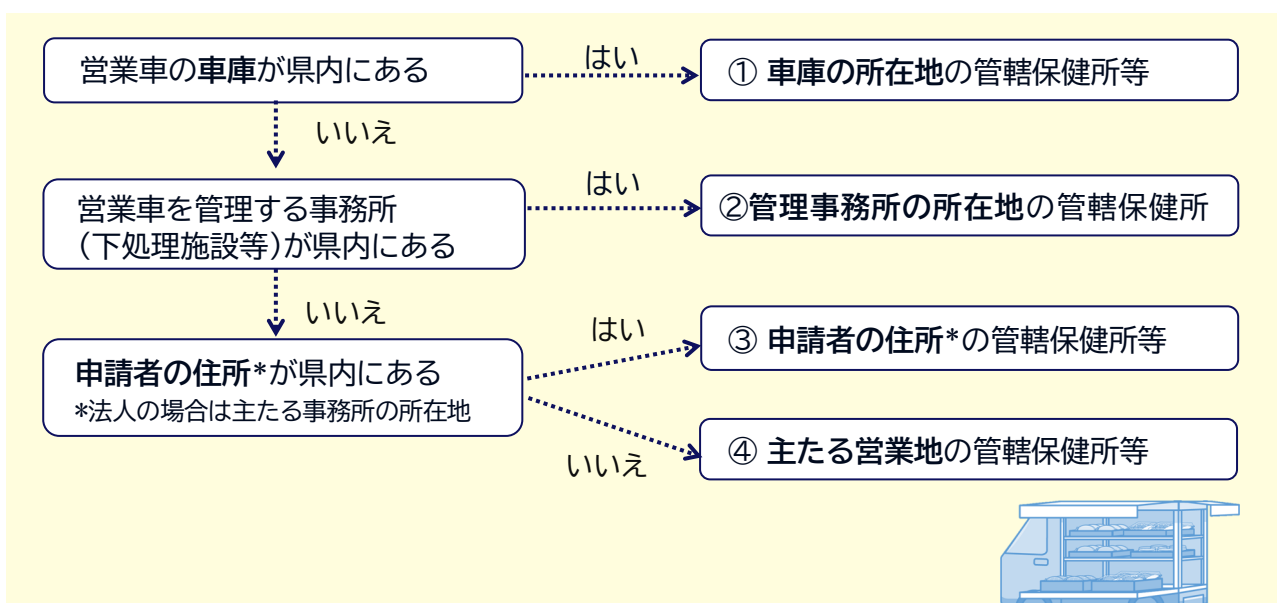
令和3年6月1日以降に、神奈川県内(以下、県内)のいずれかの保健所で取得した営業許可や届出した自動車による営業は、県内の他自治体においても営業が認められます。

また、営業中は、その営業区域を所管する自治体が指導を行います。

## 営業の手続場所

営業の手続は、次のフローに従い県内の該当する保健所等で行ってください。

なお、①～④の所在地に変更があった場合、営業許可にあっては許可期限満了時、営業届出にあっては速やかに、変更先の自治体で改めて営業許可の取得や営業届を提出してください。



## 営業の種類別の手続方法

- ・飲食店営業
- ・菓子製造業
- ・食肉処理業
- ・魚介類販売業 (包装魚介類販売を除く)

営業許可を取得してください P2

営業許可を要しない次の業種(一例)

- ・乳類販売業
- ・食肉販売業(包装食肉販売に限る)
- ・魚介類販売業(包装魚介類販売に限る)等

営業の届出をしてください P3

## 事前相談

営業許可を取得する場合、施設に関する基準等(注1)を満たす必要があります。①図面(構造・設備が確認できるもの)及び②業務計画書(取扱い食品、調理工程、使用する水の量を示したもの)をご準備の上、管轄の区の福祉保健センター生活衛生課にご相談ください。

(注1)詳細は、別紙P4をご確認ください。

※図面上の施工内容に加えて、取扱食品や取扱量、営業所の面積や設備器具数が適当であるかを判断しますので、詳細の分かる方がご相談ください。

※食品衛生責任者の有資格者がいない場合は、別途資格取得の準備が必要です。

## 営業許可申請 ・車両調査

申請手数料を添えて、申請書類を各区福祉保健センター生活衛生課にご提出ください。その際、職員が車両調査を行い、基準に適合しているかを確認します(不備がある場合は、再調査をします)。基準に適合していることを確認後、許可審査及び許可証発行の手続を行います。

※日数に余裕をもって(少なくとも営業開始15日前まで)、ご申請ください。

※インターネットを利用した申請手続も可能です(P4②参照)。

※車両調査の際、従事者用手洗設備等が使用できるか水を流して確認します。タンク容量の確認のためサイズを測定します。

## 営業許可証受取

各区福祉保健センター生活衛生課の窓口にて、営業許可証を交付します。

※郵送での受取を希望する方は、申請時にご相談ください。

※営業許可の有効期間は、業種に関わらず5年間です。

## 営業開始

営業時は「営業許可証」は車内の見やすい場所に掲示し、営業許可申請時に添付した「業務計画書」の写しを携帯してください。

### 提出書類

- 営業許可申請書 別紙P1～2
- 施設の構造及び設備を示す図面 別紙P3
- 業務計画書 別紙P5
- 仕込み場所がある場合:当該施設の営業許可証の写し
- その他、指示された書類(製造方法の概要など)

### 提示書類 (写し可)

- 申請者が個人の場合:住所・氏名・生年月日が確認できる公の証明書  
※申請者が法人の場合、原則として提示書類は不要ですが、営業許可申請書に法人番号の記入が必要です。また、法人格確認のため、登記事項証明書等をご提示いただく場合があります。
- 食品衛生責任者の資格を証明する書類
- 自動車検査証

### 申請手数料

飲食店営業	16,000円	菓子製造業	14,000円
食肉処理業	21,000円	魚介類販売業	9,600円

## 書類等の提出

必要書類等を各区福祉保健センター生活衛生課の窓口へ提出してください。

※インターネットを利用した手続も可能です(P4②参照)。

**1** 車から食品を下ろして陳列販売する場合は、自動車による営業に該当せず、販売場所ごとに届出が必要です。

**2** 「営業施設の所在地」は、P1の①～④に該当する所在地を記載又は入力します。

## 営業開始

### 提出書類

- 営業届 別紙P6
- その他、指示された必要書類  
(図面及び製造方法の概要を記載した書類が必要となる場合があります。)

### 提示書類 (写し可)

- 食品衛生責任者の資格を証明する書類

## 営業届の業種

下記業種のうち、該当する業種を選択し、届出を行ってください。

複数の届出業種で営業する場合は代表的な1業種について届出を行ってください。

区分	業種
旧許可業種であった営業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 魚介類販売業(※1) ● 食肉販売業(※1) ● 乳類販売業</li> <li>● 冰雪販売業 ● コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)</li> </ul>
販売業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 弁当販売業 ● 野菜果物販売業 ● 米穀類販売業 ● 百貨店・総合スーパー</li> <li>● 通信販売・訪問販売による販売業 ● コンビニエンスストア</li> <li>● 自動販売機による販売業(コップ式自動販売機(自動洗浄・屋内設置)及び営業許可の対象は除く)</li> <li>● その他の食料・飲料販売業</li> </ul>
製造・加工業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 添加物製造・加工業(要許可対象は除く) ● 健康食品の製造・加工業</li> <li>● コーヒー製造・加工業(飲料製造を除く) ● 調味料製造・加工業</li> <li>● 農産保存食料品製造・加工業 ● 糖類製造・加工業 ● 精穀・製粉業</li> <li>● 製茶業 ● 海藻製造・加工業 ● 卵選別包装業</li> <li>● その他の食料品製造・加工業</li> </ul>
上記以外のもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 行商(※2) ● 露店・仮設店舗等(要許可業種を除く)</li> <li>● 器具及び容器包装の製造・加工業(合成樹脂使用のものに限る)</li> <li>● 集団給食施設(要許可施設及び1回の提供食数が20食未満の施設を除く) ● その他</li> </ul>

※1 包装品を仕入れて、そのまま販売する業態に限る。

※2 店舗を持たず移動して販売する営業。身おろしを行う魚介類行商の場合は、届出時に身おろし場所の「所在地」、「名称」、「営業の種類」を備考欄に記入(システムの場合は入力)をしてください。

# 書類の提出方法

## ① 窓口で提出する場合

申請(届出)場所を所管する各区福祉保健センター生活衛生課にご提出ください。

### 申請(届出)様式のダウンロード先

#### 横浜市ウェブページ「食品衛生手続関係」



URL <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunjabetsu/eisei/shokuhin.html>

## ② インターネットで提出する場合

厚生労働省ウェブページ「食品衛生申請等システム」でお手続きください。

### 食品衛生申請等システムへのアクセス



URL <https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>

### 注意

- 1 横浜市が追加で求める情報を、横浜市ウェブページ「食品衛生手続関係」のページで案内しています(①をご参照ください)。必ず確認してからお手続きください。
- 2 申請手数料は、各区福祉保健センター生活衛生課の窓口で納付してください。



# 食品衛生責任者の選任

営業施設ごとに「食品衛生責任者」を選任してください。

## ～食品衛生責任者になることができる資格～

- 横浜市又は他の都道府県市が実施する食品衛生責任者養成講習会の修了者
- 調理師 ● 栄養士 ● 製菓衛生師
- 神奈川県ふぐ包丁師の資格を有する者（※令和3年5月31日以前に免許を取得した場合に限る）
- 医師、歯科医師 ● 薬剤師 ● 獣医師
- 大学等で、医学、薬学、獣医学、畜産学、水産学、農芸化学の課程を修めて卒業した者 等

## 有資格者がいないとき

次の団体が開催する食品衛生責任者養成講習会を受講することで資格を修得できます。  
営業許可の取得後3か月以内に食品衛生責任者を選任し、届出を行ってください。

養成講習会の  
問い合わせ先

一般社団法人 横浜市食品衛生協会  
住所 横浜市南区井土ヶ谷下町17-5  
TEL 045-711-1911 URL <http://www.fha-yokohama.jp/>

## 食品衛生責任者となった後は

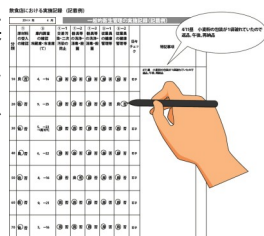
食品衛生に関する新たな知見の習得のために、年に1回実務講習会の受講に努めてください。

# HACCP(ハサップ)の取組

原則全ての食品等事業者はHACCPに沿った衛生管理に取り組むことが義務付けられています。

HACCPは事業所の規模や業種により取り組む内容が異なります。

飲食店や小規模な事業者等は「手引書」を活用して、HACCPに取り組むことができます。



インターネットで

HACCP 手引書 検索



3つのステップでHACCPに取り組みましょう！

- 1 衛生管理計画をつくる
- 2 作成した計画に従い、衛生管理を実行する
- 3 実施結果を記録し、振り返る

# 営業許可の更新手続

営業許可証には営業許可の期限が記載されており、許可期限を過ぎると営業はできません。  
営業許可を更新する場合は、事前に営業施設の調査や営業許可の更新手続が必要となります。  
営業許可証の期限をご確認の上、営業施設の所在地を管轄する福祉保健センターにご相談ください。  
※許可期限は必ずご自身でご確認いただき、期限切れとならないように管理してください。

## その他の手続

次のような場合には、手続が必要です。

各手続に必要な様式(\*)は、横浜市ウェブページ(P4①参照)から入手できます。

### 仕入れた包装食品や生鮮食品の販売等を行うとき

事前に

弁当や乳類、野菜や果物を販売する場合などは、「営業届(\*)」を提出してください。

※詳細は、P3及び「営業届手続のご案内」をご確認ください。

### 申請事項に変更が生じたとき

事後、速やかに

「営業許可申請事項・営業届出事項変更届(\*)」に、次の書類を提出又は提示してください。

必要 書類	食品衛生責任者の選任・変更時	<input type="checkbox"/> 食品衛生責任者の資格を証明する書類
	営業者(個人)の住所変更	<input type="checkbox"/> 変更内容が分かる公の証明書(運転免許証など)
	営業者(個人)の改姓・改名	<input type="checkbox"/> 改姓・改名時は、営業許可証
	営業者(法人)の住所、名称、 代表者	<input type="checkbox"/> 法人の住所、名称の変更時であって、法人番号公表サイトでその事実を確認できない場合は、登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 営業許可証の記載事項変更時は、営業許可証
	営業所の屋号	<input type="checkbox"/> 営業許可証
	営業所の施設設備	変更内容によっては、新規に許可取得が必要な場合があります。図面を持参の上、事前のご相談をお願いします。

食品衛生申請等システム(P4②参照)から申請した施設情報等の変更は同システムからできます。

### 廃業したとき

事後、速やかに

「廃業届(\*)」に、次の書類を添えて提出してください。

添付書類 営業許可証

### 相続、合併又は分割により地位を承継したとき

遅滞なく

「地位承継届(\*)」に、次の書類を添えて提出してください。

添付書類 ※営業施設の所在地を管轄する区の福祉保健センター生活衛生課までお問い合わせください。

### 食品を自主回収するとき

遅滞なく

食品衛生申請等システム(P4②参照)からお手続きください。

※食品衛生法又は食品表示法の違反又はその恐れがある場合に回収する対象です。

## 自動車の営業に関するQ&A

Q 車の売り主から「許可は取得済」と言われ、中古車を買いました。そのまま営業できますか。

A できません。  
営業許可を新規に取得してください。

Q 個人営業で営業許可を取得しましたが、経営を法人に切り替えました。経営者に変更はありませんが、何か手続は必要ですか。

A 営業許可を新規に取得してください。

Q 食品衛生法改正によって、施設基準や取り扱う食品の範囲は変わりますか。

A 新たに200L、80L、40Lの貯水設備の基準が設けられました。営業内容(品目数、調理工程等)に応じて貯水設備の基準と取り扱う食品の範囲が変わります。  
申請時に業務計画書にて必要な貯水設備の容量等を確認します。

Q 自動車による営業許可を令和3年6月1日以降に取得しました。営業許可証の施設の所在地には横浜市内一円の記載のみですが県内全域で営業することは可能ですか。

A 令和3年6月1日以降に取得した営業許可については県内全域で営業することが可能です。

Q 自動車による営業許可を令和3年6月1日より前に県内のY保健所で取得しました。食品衛生法の改正に伴い、県内全域で営業することは可能ですか。

A 営業可能な区域は、営業許可を取得したY保健所の管轄区域のみに限られます。  
県内で営業を認め合う運用は、令和3年6月1日以降に営業許可を取得した方が対象です。

Q 自動車による営業許可を令和3年6月1日以降に取得しました。令和3年6月1日より前に県内の他自治体で取得していた旧法の営業許可はどうすればよいですか。

A 旧法の許可を取得していた自治体で廃業の手続をしてください。

## お問合せ先(各区福祉保健センター生活衛生課)

窓口	電話番号	窓口	電話番号	窓口	電話番号
鶴見区	510-1842	保土ヶ谷区	334-6361	青葉区	978-2463
神奈川区	411-7141	旭区	954-6166	都筑区	948-2356
西区	320-8442	磯子区	750-2451	戸塚区	866-8474
中区	224-8337	金沢区	788-7871	栄区	894-6967
南区	341-1191	港北区	540-2370	泉区	800-2451
港南区	847-8444	緑区	930-2365	瀬谷区	367-5751

※市外局番は045です。